

英国における退職後の資産管理をめぐる議論 — 「年金自由化」とその影響 —

神山 哲也

目 次

- 1. 年金自由化とは
- 2. 年金自由化の背景と経緯
- 3. 年金自由化に係る制度改正の概要
- 4. 年金自由化の影響
- 5. 新たな論点として浮上した「年金移管」
- 6. 終わりに

英国では2015年、確定拠出型年金加入者の年金資金の受取り方を柔軟化する「年金自由化」が実施された。これを受け、年金加入者の行動も、早期に年金原資を引き出すようになったり、ドローダウンを選択するようになるなどの変化が生じている。他方、確定給付型から確定拠出型へ資金移管する「年金移管」の問題も生じている。わが国とは制度等の前提の相違はあるものの、あえて自由化し、規制・制度を再構築する英国から学べることは多い。

1. 年金自由化とは

英国において、いわゆる「年金自由化 (Pension Freedom)」が適用されて3年がたった。年金自由化とは、確定拠出型年金の加入者に年金資金の受取りについて柔軟な選択肢を与えることを目的としたものであり、退職時に終身年金 (アニュイティ) (注1) の購入を事実上求めていた従来の税制の撤廃を中心とする。すなわち、英国では、年金の取り崩しフェーズにおいて、従来の制度で終身給付を一定程度確保していたのを変更し、あえ

て個人の意思決定に委ねる途を採ったものと言える。その背景には、年金原資の受取り方において、現金一括、継続投資、年金受取りといった、個人の多様な状況・ニーズに対応しようという発想がある。

他方、年金の積立フェーズにおいては、雇用主に従業員への年金制度の提供を義務付ける年金自動加入制度 (注2) が2012年から適用開始されている。ここでは、年金自由化とは逆に、個人や事業体の意思決定の尊重よりもパターンリスティックなアプローチが採られているものと言える。



神山 哲也 (かみやま てつや)

Senior Analyst Head of Unit Nomura Institute of Capital Markets Research
Nomura International Plc. 1998年早稲田大学政治経済学部政治学科卒業 2000年早稲田大学大学院政治学研究科修了、同年4月、(株)野村総合研究所入社。野村アセットマネジメント(株)、(株)野村資本市場研究所、同ニューヨーク駐在員事務所、内閣官房国家戦略室等を経て、13年5月より現職。主な著書(共著)に『総解説 米国の投資信託』(日本経済新聞出版社、08年)等がある。